一般社団法人　日本産科婦人科内視鏡学会

＜認定研修施設・研修連携施設 新規申請要項＞

【申請資格】

指定基準１：研修施設の責任者は日本産科婦人科内視鏡学会の会員である。
指定基準２：一般社団法人日本専門医機構における産婦人科専門研修基幹施設、連携施設のいずれかであること。
指定基準３：日本産科婦人科内視鏡学会指定の技術認定医が1名以上常勤している。
指定基準４：腹腔鏡手術が年間50例以上である。
※腹腔鏡検査のみ（腹腔内観察・生検も含む）は手術実績として認められません。ロボット支援手術は保険収載されたものに限り手術実績として25例まで認められます。
指定基準５：院内に外科および泌尿器科のバックアップ体制があるか、外科および泌尿器科を有する緊密な連携が取れる病院がある。
指定基準６：各種ガイドラインを遵守し、保険診療を適切に行っている。
注1　認定研修施設として申請希望の施設は指定基準２以外、必須である事に注意してください。指定基準２のみ満たさない場合には、指定基準２を満たす別施設を研修連携施設として申請する事が可能です。
注2　日本産科婦人科内視鏡学会症例登録をお願い申し上げます。

【申請時提出書類】

1)　**提出必須書類**
①認定研修施設申請書（様式１）
②腹腔鏡手術実績一覧（様式２）
③技術認定医の認定証（全員の写し）
④指定基準2を満たす証明書（写し）
⑤チェックリスト（新規申請）

2)　**申請資格の指定基準２**
研修連携施設の申請は、認定研修施設申請書を提出する施設が「研修連携施設申請書（様式３）」も併せて提出することが必須となります。

3)　**審査料の振込について**
審査料30,000円を下記口座へお振込みの上、振込書の写しを同封して下さい。
銀行名：三菱ＵＦＪ銀行　　支店：六本木支店　　普通預金
口座番号：０４４２６４９
口座名義：シャ）ニホンサンカフジンカナイシキヨウガツカイ　シセツニンテイ

【申請受付期間】

2025年1月7日（火）～1月31日（金）

【申請書送付先・お問合せ先】

アップロード式でご提出してください。

https://registry.jsgoe.jp/tf/

一般社団法人　日本産科婦人科内視鏡学会　認定研修施設委員会
E mail ： jsgoe@secretariat.ne.jp